

「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて 中間整理 」に関する意見書

氏名	井坂 洋士
住所	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12 かわさき市民活動センター レターケース5号 持続可能な地域交通を考える会
所属	(団体名) (部署名) 持続可能な地域交通を考える会
電話番号	070-5546-4772
電子メールアドレス	isaka@sltc.jp
意見	<p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心・快適に歩ける道路環境づくりを主要政策に掲げること。 2. 道路上での優先順位を確立すること。 3. 都市計画、まちづくりや道路計画が、本法と整合するよう配慮義務を設けること。 4. 現在は警察が執り行っている交通規制を自治体に移すこと <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の検討状況を見ていると、歩行環境に関する規定も検討もあまりされていないようだが、実際にはどんな交通手段を利用する人にとっても、歩行環境は第一に重要である。たとえば公共交通を利用する人も駅やバス停までは歩く。いくら公共交通網が充実していても、駅やバス停にたどり着く道が危険であったり、段差がある、騒音が酷いなどの理由で不快では、公共交通の利用障壁になる。このように、歩行環境の優劣は私たち国民の自由な移動に不可欠な要素であり、バリアフリーなどにも大きく影響する問題である。歩く人を安全・安心で快適にするという規定を、本法の主要政策に規定するよう求める。 2. 車道では速度違反や違法駐停車が横行し、本来車道を走るべき自転車は安心して走る場所すらない。マイカーが幅を利かせて、路線バスや緊急車両など公共性の高い車両の運行が脅かされている現場も枚挙に暇がない。道路を共用している歩行者および車両の優先順位を確認することで、こうした問題を改める取り組みがしやすくなるものと考えます。 交通基本法により、道路上での優先順位を、子供・高齢者・障がい者>歩行者>自転車>公共車両>貨物車両・タクシー>自家用乗用車(マイカー)と明確に規定することで、本法が全ての人が安全・安心・快適で人と環境にやさしい移動ができる環境づくりをすすめたい自治体などの取り組みを後押しするための裏付けとなるよう求める。 3. 現在、人と環境にやさしい交通・まちづくりが叫ばれながら、実態としてはマイカー利用を便利にするような20世紀型の道路整備や都市計画が惰性のように続けられている。こうした実態を改めるためには、新規の計画およびアセスにかかった全ての計画について、本法が定める規定に沿うよう改めることを義務づけることが有効と考える。 4. 地域の安全・安心を考えて行動している町内会・市民団体や自治体は多いが、そうした場面で警察権限が足枷になる場合が多い。たとえば、地域の安全のため速度規制の強化や一方通行などを実施しようとするとき、警察が合意せずにご破算となる事例が各地で見られる。これは、道路の維持管理は自治体が行い、交通規制は都道府県警察が行っている、二重行政によるところが大きい。生活道路の安全・安心や車両通行の在り方などを地域住民が決めるのではなく都道府県公安委員会が決められている実態を改める必要があり、交通規制や違反の取り締まりについては最小単位の自治体に移管することを含め、交通警察権限の在り方を見直すことを本法に盛り込むべきである。